

地域社会からみた鞠智城 ― 八世紀から十世紀を中心に ―

垣中 健志

本稿では、古代山城が機能を停止する八世紀前半以降、十世紀中頃まで長期間存続した鞠智城について、その存続の背景を明らかにした。存続の理由を考えるにあたって、大宰府による西海道支配の変遷と関連づけた検討を行った。先行研究の多くは、鞠智城が対外関係や地域支配の中で軍事的な役割を持つ古代山城である、という側面を強調するあまり、古代日本の律令国家において少し特殊な西海道支配の仕組みと関連づけた検討は十分になされていない。鞠智城と西海道支配の仕組みの関係性を検討するにあたっては、鞠智城周辺にとどまらず、広く西海道諸国を地域社会とし、その情勢も参照しながら検討を行った。

Ⅲ期の鞠智城は、Ⅱ期までの古代山城から、八世紀前半に全国的に整備された正倉の一つで、菊池郡の正倉院となった。正倉院はその後、不動倉となったため、最低限の維持管理体制がとられたため、城内にはほとんど人がいなかった。しかし、八世紀半ばにかけて、早くも諸国の正倉の維持管理が徹底されなくなり、鞠智城でもゆつくりと貯水池などの管理が徹底されない状況があったと考えた。

鞠智城のⅢ期からⅣ期への転換において、礎石建物の大型化は、菊池川流域の生産力増大を背景にした、大宰府による府官公廨の確保の拠点構築を目的としたものであった。府官公廨の収納拠点となっていた鞠智城の管理と運営は、肥後国に任されていたと考えた。この時期における国府関連施設の機能強化は、西海道諸国に広く見られることから、Ⅳ期の管理主体と規模の拡大が大宰府の影響を強く受けた肥後国が主導したものであることを示す。

Ⅴ期は、Ⅳ期に比べると建物の数が減るものの、礎石建物が複数建て直される。また、九世紀第3四半期に土器の出土量が増加するのは、この再建のための労働力に伴うものと考えた。Ⅴ期の鞠智城も大宰府にとって府官公廨などの国衙財源収納の重要な拠点であり、管理も引き続き肥後国が行っていた。また、不動倉焼失の背景も、大宰府が肥後に送り込んだ国司と現地の任用国司との確執、あるいは国司と地域社会で広く活動する前司浪人や富豪層との徴税をめぐる対立に原因があったと考えた。

地域社会からみた鞠智城 ― 八世紀から十世紀を中心にして ―

垣中 健志

はじめに

鞠智城は、その正確な築城時期は未詳ながらも、『続日本紀』文武天皇二年（六九八）の記事に、大野城、基肆城とともに繕治されたところの史料上の初見とする^(一)。築城の目的は様々な研究で言及されているが、七世紀後半の緊迫した東アジア情勢の中で、唐や新羅の侵攻に備えて西日本各地に築城された古代山城の一つであることは大方の一致するところである。しかし、鞠智城は史料やこれまでの発掘調査の成果から、これらの同時期に築城された古代山城がおよそ八世紀前半に機能を停止するのに対し、十世紀中頃までの約三〇〇年もの間、存続していたことが明らかになっている。この事実、前述した文武天皇二年の記事で繕治された大野城や基肆城の存続期間が九世紀代までと考えられていることと比較しても、異様に長いとみることができよう。本稿では、他の古代山城が機能を停止する八世紀前半以降、十世紀中頃まで長期間存続した鞠智城について、その存続の背景を明らかにすることを目指す。

ここで、改めて鞠智城の変遷について概観しておきたい（矢野二〇一八）。

【鞠智城Ⅰ期（七世紀第3四半期～第4四半期）】

城の創建期にあたる。各城門や土塁・石塁が構築され、城の中央部にあたる長者山地区と長者原地区を中心に掘立柱建物が建てられ

る。さらに、長者原地区の北側の谷に貯水池が設けられる。城としての機能が短期間で整備されたと考えられる。

【鞠智城Ⅱ期（七世紀末～八世紀第1四半期前半）】

城の最盛期にあたる。各城門や土塁・石塁に変化はないが、長者原地区東側に管理棟的建物群が出現し、その南に総柱建物群、そして鞠智城を象徴する南北二棟の八角形建物が建てられるなど、城内部の施設が充実する。土器の出土量もこの時期が最も多く、冒頭で触れた『続日本紀』文武天皇二年（六九八）の記事にある繕治との関係が想定されている。

【鞠智城Ⅲ期（八世紀第1四半期後半～第3四半期）】

城の転換期にあたる。Ⅱ期で建てられた管理棟的建物群はそのまま存続する。一方、掘立柱の総柱建物が礎石建物に建て替えられ、施設の耐久性が向上したとみられる。土器の出土量が皆無に等しくなるため、城内の人員は最低限であったと考えられている。

【鞠智城Ⅳ期（八世紀第4四半期～九世紀第3四半期）】

城の変革期にあたる。管理棟的建物群の消失、貯水池の機能低下が進む。礎石建物が大型化し、出土する土器は在地系の土師器が主体となる。なお、礎石建物の火災痕跡から、後述する『日本文徳天皇実録』天安二年（八五八）の不動倉焼失記事との関連が指摘されている。

【鞠智城Ⅴ期（九世紀第4四半期）十世紀第3四半期】

城の終末期にあたる。焼失した礎石建物が再建され、一部はさらに大型化して建て直された。十世紀中頃にその機能を停止するとみられている。

以上が鞠智城の変遷の概要である。八世紀以降も存続する鞠智城の機能と役割については、様々な研究がある。まず、大宰府の防衛ための物資や兵器の貯蓄（五十嵐二〇一六）、九世紀以降に頻発する新羅海賊による有明海侵攻に対する防衛（野木二〇一七）、城周辺の治安維持（小田一九九三）といった実際の軍事的な要請に基づく機能を重視する見解があげられる。一方、軍事的な要請を背景としつつ、鞠智城の存続理由を律令制に基づく地方支配の象徴として機能する兵庫の存続を背景とする見解（林二〇一九）、律令国家の軍事行政上必要となる倉の機能に注目する見解（古田二〇二〇）も提示され、八世紀以降の西海道の軍事情勢だけではなく、律令国家支配制度を浸透させるための装置として鞠智城の存続を捉える見解が近年増えている。上記の観点と関連して、八世紀以降の鞠智城を肥後国の地方支配の拠点として捉える見解も増えている（木村二〇一四）、（井上二〇一六）、（里舘二〇一九）。あわせて、対外関係の視点から在地の火（肥）君に対する牽制機能をもって存続したという見解も（柿沼二〇二二）、広義には鞠智城を地方支配の拠点として捉えた説と言えるだろう。

以上のように、八世紀以降の鞠智城の存続理由については、大まかに軍事的な背景を重視する見解と、地方支配の拠点としての機能、その中でも倉などの収納機能を重視する見解の二つに整理できる。二者の違いは、鞠智城の軍事的要素をどのように評価するのか、Ⅱ

期までとⅢ期以降の鞠智城の役割に変化を見出すか否か、によるところが大きいと考える。

鞠智城は、白村江の戦いでの敗戦を契機とする対外防衛網の整備の中で、肥後北部の陸上交通の要衝である鞠智の地に、肥後中南部から侵攻する敵に対する防衛を意識した占地であった。また、Ⅱ期にみえる城郭内部に管理棟の建物の増加などの修繕の背景については、城の再整備と人員の充実を図ることで、隼人に対する大宰府防衛を第一の目的とし、隼人への饗応機能を持った、大宰府の出先機関としての役割をも担ったものとされる。このように、Ⅰ期とⅡ期については、対外防衛などの軍事的な機能が鞠智城の本質であった。一方、Ⅲ期では管理棟の建物や貯水池の機能は維持され、城内の掘立柱の総柱建物が礎石建物に建て替えられるが、同時期に礎石建物への建て替えが行われた大野城や基肆城とは違い、規模が一定しないという特徴があり、その役割が大野城や基肆城とは違うことが考えられる。また、貯水池から国郡名のない米の付札木簡が出土しており、菊池郡単位で米の徴収や収納を行っていたことが指摘されている（佐藤二〇一四）。このように、Ⅲ期とⅠ期、Ⅱ期では、鞠智城が持っていた役割の違いが明らかであり、Ⅲ期における鞠智城の管理主体について検討することで、八世紀以降の鞠智城の存続理由を明らかにすることができると考える。

さらに、八世紀後半から九世紀半ばにかけてのⅣ期では、管理棟の建物が消失し、貯水池や主要な城門である池ノ尾門の維持管理が行われなくなる一方で、礎石建物が大野城や基肆城と同様の規模に大型化する。この大型化については、鞠智城周辺地域の集落遺跡の消長を考慮し、地域社会での米の生産量が増大し、食糧備蓄機能の

向上を図ったことによるものであったと指摘されている（能登原二〇一四）。続くⅤ期には、消失した礎石建物を一部大型化して再建することで、食糧備蓄機能の維持を図っている。およそ百年以上にわたって維持された鞠智城における食糧備蓄機能は、誰が何を目的として行っていたのか、食糧を鞠智城で備蓄する必要がなぜあったのか、については、前述の通り、鞠智城の八世紀後半から十世紀半ばにかけての役割が何であったのか、という議論が定見を見ないことから、未だ明らかにされていない。また、この時期に鞠智城を管理していた主体はどの組織であったのかについても、大宰府、肥後国など論者によって様々であり、未詳と言わざるを得ない。

こうした問題意識をふまえ、本稿では次の課題を明らかにしていきたい。まず、鞠智城Ⅱ期までは軍事的な役割が中心であったが、Ⅲ期以降は米などの備蓄機能が強化されていた背景を、Ⅲ期以降の鞠智城の役割とその管理主体を検討することで明らかにする。また、Ⅲ期に比定されている付札木簡が出土した背景についても検討する。さらに、八世紀以降、十世紀半ばにかけて存続した理由を考えるにあたって、大宰府による西海道支配の変遷と関連づけて検討を行いたい。先行研究の多くは、鞠智城が対外関係や地域支配の中で軍事的な役割を持つ古代山城である、という側面を強調するあまり、古代日本の律令国家において少し特殊な西海道支配の仕組みと関連づけた検討は十分になされていない。鞠智城と西海道支配の仕組みの関係性を検討するにあたっては、あわせて地域社会の動向を視野に入れる。本稿における地域社会とは、鞠智城周辺にとどまらず、広く西海道諸国のことを指し、肥後国だけでなく西海道諸国の情勢も参照しながら検討を進めていく。以上の視点に基づき検討す

ることで、八世紀から十世紀半ばの廃絶まで存続した鞠智城の役割を明らかにすることができると考える。

一・出土木簡から見た鞠智城とその役割

本章では、八世紀の鞠智城について、Ⅱ期からⅢ期への変遷と存続、役割の変化の背景を、出土木簡や鞠智城を取り巻く地域社会の様相と関連させながら明らかにしていきたい。

鞠智城周辺には、七世紀後半の築城と同時期に敷設されたと考えられている古代官道が確認されている（鶴嶋一九九七）。これらの道路は、南九州への連絡を意識して整備され、九世紀前半まで機能していたと推測されていることから、鞠智城は南九州に対する統治、連絡の拠点として整備されたとする。（鶴嶋二〇一一）。官道の敷設状況から、鞠智城を創建したことで南九州に対する統治拠点とした可能性はあるが、否定的な見解も多く（木村二〇一四）、それをそのままⅢ期以降の鞠智城の存続に当てはめることはできない。また、八世紀後半にあたるⅣ期では、城門の維持がなされなくなり、八世紀後半以降、鞠智城を対隼人、南九州統治の拠点としてみるのはいささか心許ない。鞠智城周辺の官道敷設の状況からは、城と道路が一体の計画で整備されたこと、鞠智城は八世紀以降も交通の要衝であったことを指摘するにとどめる。

一方、Ⅲ期以降の鞠智城が、肥後国の統治拠点になった可能性は検討する必要があるだろう。Ⅱ期とⅢ期の注目すべき相違点は、掘立柱の総柱建物が礎石建物に建て替えられたことである。また、管理棟的建物群はそのまま存続することにも注意が必要である。これらの遺構変遷はどのように理解すればよいだろうか。

鞠智城と同様に、八世紀以降にも存続した古代山城として大野城と基肄城があげられる。大野城は、八世紀前半に城門が掘立柱建物から礎石建物に建て替えられるとともに、倉庫群も三×五間の礎石式総柱建物に建て替えられる。九世紀に入ると、城門は規模をやや縮小し、倉庫群も三×四間の礎石式総柱建物となることがわかつている（赤司二〇一四）。基肄城は、現在までの調査で掘立柱建物は未確認で、三×五間の礎石建物跡が多く検出されており、大野城の倉庫群との共通性がうかがえる。これらの倉庫群の建設は、出土遺物から八世紀前半までさかのぼるとされる（亀田二〇一八）。大野城、基肄城と鞠智城の礎石式倉庫群は、その建設時期がほぼ同じであることは重要であるが、鞠智城の場合、その規模が大野城や基肄城の倉庫群のように一定ではないことから、その役割や機能に違いを求める見解もある（矢野二〇一八）。

では、これらの倉庫群は何を収納するために建設されたのであるうか。大野城については、九世紀の史料になるが、『類聚三代格』に大野城の器仗を検定させたことや^(三)、大野城の衛卒の糧米を城の倉庫に収納したことが確認できる^(四)。

【史料二】大宰府跡不丁官衙地区出土木簡^(四)

為班給筑前筑後肥等国遣基肄城稻穀隨 大監正六位上田中朝「
基肄城についても、【史料一】の天平年間の本簡が出土しており、基肄城に稻穀が貯蔵され、それが筑前・筑後・肥の各国に大宰府の役人によって支出されていたことがわかる。以上のことから、大野城、基肄城の倉庫群は米や武器を備蓄しており、大宰府の役人が管理していたと考えられる。

大野城、基肄城ともに八世紀代の史料はほとんど皆無と言ってよ

い。それは、鞠智城についても同様である。鞠智城の倉庫群についても、後述する九世紀以降の史料に見える「兵庫」や「不動倉」といった記載から、米や武器等を備蓄する倉庫群であったとされることが多い。

【史料二】鞠智城跡出土木簡（熊本県教育委員会二〇一二）

（米力）

秦人忍□五斗

ここで、改めて鞠智城の貯水池から出土した木簡について検討してみたい。この木簡は、貯水池中心部に設定されたトレンチ28の⑪層から出土した。主な共存遺物は、土師器盤・坏・高坏・甕、須恵器坏・平瓶・甕、平瓦、丸瓦、木簡状木製品、木製斧・槌・平鍬、建築部材などである。⑪層の時期であるが、下層の⑫層で出土した少量の須恵器片のうち、古墳時代後期後半の須恵器模倣坏片が存在し、瓦が全く出土しないことから、古墳時代後期後半以降、鞠智城創建直前までの時期を⑫層とし、鞠智城創建以降の堆積層に⑪層をあてる。下限は、⑪層の遺物で最も新しいとされるのが八世紀第4四半期の須恵器坏などであることから、八世紀末までに堆積したと考えられている。また、⑪層は約百年間にわたって堆積したにもかかわらず、層厚が20cm以下でしかなく、九世紀から十世紀までの約百年間に堆積したとされる上層の⑩層の層厚が100cm以上あることと対照的である。これは、⑪層の堆積時に、貯水池の池底の堆積した泥などをさう維持管理行為が積極的に行われていたことを示唆する。なお、木簡については、木簡状木製品とあわせてその形状が平城宮跡で出土する西海道の荷札木簡と類似していることから、廃棄の時期を平城宮遷都以降から八世紀後半までの間と

している（熊本県教育委員会二〇一二）。

【史料二】の木簡は、人名と米の量のみを記載している。裏面に文字が記載されていた可能性もあるが、面が荒れているため、文字の痕跡を確認することはできない^{（五）}。木簡状木製品1047として報告されているものも^{（六）}、【史料二】よりやや縦に長く、上端部が三角形に加工調整されていることを除けば、切り込みの形状はよく似ている。また、1047は両面ともに荒れており、木簡本来の形状ではないことが明らかである。観察所見からは、1047の廃棄状況について以下の二つが想定される。一つは、貯水池への廃棄前に木簡から文字面を削り取った可能性、もう一つは切断された状態で出土したことを考慮すると、廃棄時には木簡を折り、その後池底に沈滞している間、何度も池底の泥濘いが行われることで両面が摩耗し、さらに分断された可能性も考えられる。【史料二】についても、当初から「秦人忍」のいた国郡里名は記載されていないとの想定と、1047の廃棄と同様の可能性を想定することできるのではないだろうか。後者のような想定が認められるのであれば、八世紀の鞠智城を取り巻く地域社会の情勢を考慮した鞠智城の役割を検討する必要があるだろう。

八世紀の米の収納としてまず想定されるのが、不動倉である。

【史料三】『延暦交替式』和銅元年（七〇八）閏八月十日太政官符太政官符。大税者、自今已後、別定^二不動之倉^一、以為^二国貯之物^一。〈郡別造^二鑑一勾^一〉。国郡司等各税文及倉案、注^二其人、時、定倉^一。〈後檢^下校欠徴所^二連署一人上^一〉。

和銅元年閏八月十日

この【史料三】より、稲穀の蓄積が本格的に開始された。不動倉

は郡家に付随して設けられることが多かったが、郡家とは別の場所に設置され、その管理施設が付置される場合もあった（山中一九九四）。八世紀代の菊池郡の郡家関連遺跡とされるのは、鞠智城の南部にある西寺遺跡であるが、その詳細はよくわかっていない（能登原二〇一四）。

ここで想起されるのが、鞠智城のⅡ期からⅢ期にかけての、掘立柱建物から礎石建物への建て替えである。建て替えの時期は、不動倉の制度が始まった八世紀第1四半期後半であり、また、鞠智城では管理棟的建物群の存続が認められる。つまり、Ⅲ期の礎石建物と管理棟的建物群は、肥後国の不動倉とその管理施設としての役割を担っていたのではないだろうか。八世紀前半における礎石建物への建て替えは、前述したように大野城や基肆城といった他の西海道の古代山城でも確認できるが、鞠智城の場合、他の二城とは違って礎石建物の規格性に乏しいとされる。このことは、礎石建物への建て替え自体は大宰府からの影響を強く受けているが、実際の造営や管理については肥後国に委任されていたと考えることができる。すなわち、鞠智城のⅢ期は肥後国菊池郡の正倉院であったと考えられる。Ⅲ期の倉庫群と建物群を菊池郡の正倉院とするのであれば、付札木簡に国郡里名の記載がないことも整合的に理解できる。また、貯水池から出土した木簡状木製品1049は、その形状から帳簿のような使用が想定されている。これらのことから、Ⅲ期に該当する出土木簡は、付札木簡が郡内から鞠智城の倉庫に納入される米に付され、帳簿木簡に記録された後に廃棄された、という流れが想定できる。

さらに、貯水池や城門の維持管理の実施については、倉庫の維持

に関連して次の史料が注目される。

【史料四】『延暦交替式』天平勝宝元年（七四九）八月四日勅

勅、諸国正倉、如_レ理不_レ造。多有_二破壊朽損_一。税穀亦就_二村里_一、借_二用他倉_一。自今以後、勤加_二修蓋_一。若有_二怠緩_一、国郡官人、依_レ法科_レ罪。

天平勝宝元年八月四日

八世紀も半ばになると、【史料四】にあるように、全国的に正倉の維持管理がおざなりになっている状況があったと考えられる。一方で、【史料四】のような指示が出されるということは、諸国の正倉の維持管理は国郡の官人にとっては必須の業務であったことも指摘できよう。しかし、それでもゆつくりと管理が行き届かなくなっていく、それが貯水池の⑪層として堆積していったと考えられる。すなわち、木簡が使用され、廃棄されたこのⅢ期を通じて、鞠智城は古代山城から菊池郡の正倉院へと役割を変えることとなった。正倉院は不動倉とされたため、出土した木簡が付された米を倉庫に収納する時だけ官人がいればよく、後は最低限の維持管理を行うのみで、実質的に鞠智城は普段ほとんど人の手が加わることがなかったと推測する。このように考えると、Ⅲ期に土器がほとんど出土しなくなる現象も整合的に解釈できるのではないだろうか。

本章での検討結果をまとめる。Ⅲ期の鞠智城は、Ⅱ期までの古代山城から、八世紀前半に全国的に整備された不動倉の一つで、菊池郡の正倉院となった。出土した木簡や木簡状木製品は、正倉院となった時期に菊池郡内から倉庫へ収納された米に付されたもの、倉庫に収納された米を帳簿にまとめたものであった可能性が高い。正倉院はその後、不動倉となったため、最低限の維持管理体制がとられた

ため、城内にはほとんど人がいなかったと考えられる。しかし、八世紀半ばにかけて、早くも諸国の正倉の維持管理が徹底されなくなり、鞠智城でもゆつくりと貯水池などの管理が徹底されない状況があったと考える。

二．大宰府の財政政策と鞠智城

続いて、八世紀後半から九世紀前半にかけての鞠智城の様相を検討していく。この時期はⅢ期からⅣ期への転換期であり、礎石の倉庫群が大型化する一方、管理棟の建物群が消失し、城門や貯水池の維持管理も行われなくなる。このような変化の背景は何にあるのだろうか。

八世紀後半に入ると、稲穀に関連する大宰府の財政制度が確立する。

【史料五】『続日本紀』天平宝字二年（七五八）五月丙戌（十六日）条

大宰府言、承前公廩稻合一百万束。然中間官人任_レ意費用、今但遺_二一十余万束_一。官人数多、所_レ給甚少。離_レ家既遠、生活尚難。於_レ是以_二所_レ遺公廩_一、悉合_二正税_一、更割_二諸国正税_一、国別遍置、不_レ失_二其本_一、毎_レ年出挙、以_二所_レ得利_一、依_レ式班給。其諸国地子稻者、一依_二先符_一。任為_二公廩_一、以充_二府中雜事_一。

大宰府管内の西海道では、府官公廩を確保するための制度が【史料五】の時期に成立した。府官公廩とは、一般の公廩稻と同じく、正税の欠負補填、国衙や大宰府の運用費である儲料の残りを、大宰府の官人たちに配分する制度で、府官公廩はその後、筑前・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後の六カ国に設定され^(七)、運用は六カ国の国

司に任され、各国からの転送で大宰府官人に分配されることになっていた（西別府一九九一）。この中で肥後は最大の三十五万束が割り当てられており、大宰府が府官公廨の確保にあたって、肥後国を重視していたことがわかる。

大宰府の官人たちは、【史料五】にもあるように、郷里を離れて大宰府に勤務していた。一方でその給与である府官公廨の運用は、六カ国の国司に任されていた。この仕組みが、八世紀後半から九世紀にかけて大宰府と六カ国間の軋轢になっていく。

そもそも公廨とは、延暦九年（七九〇）十一月三日太政官符に、「公廨之設、本為^レ填^二補欠負未納^一、随^二国大少^一、既立^二举式^一。」とあるように^{（八）}、正税の未納分を補填するために設定された財源であり、補填してもなお利稲が余った場合、国司が公廨を得ることができるといふ制度であった。しかし、府官公廨に関しては、運用するのは国司であるが、公廨を得るのは大宰府の官人であるため、国司が府官公廨を正税補填に使用しやすい構造であった。そのため、大宰府は弘仁十四年（八二三）に^{（九）}、府官公廨が未納であっても大宰府官人に全給してほしいと申請し、太政官符で管内六カ国の論定稲と府国の公廨の利稲の見納数を計り、本稲の比率にしたがって別枠とし、府官公廨の利稲を六カ国の欠失補填に充てないようにした（佐々木一九八四）。

この処置により問題は解決したかのように思われたが、弘仁十四年（八二三）の措置では利稲の納入状況により府官公廨の確保が安定しないことは明らかであった。その後も府官公廨の政策は迷走を続ける。

【史料六】『続日本後紀』承和元年（八三四）五月癸亥（十三日）条

大宰府司公廨、元來班^二給六国^一。至^二天長八年^一、依^二民部省起請^一、停^レ給^二六国^一、混給^二肥後国^一。至^レ是勅曰、如^レ聞、轉送之勞、民受^二其費^一。混給^二一國^一、事乖^二穩便^一。宜^二復^レ旧給^一之。

府官公廨は【史料六】によると、天長八年（八三一）に民部省起請により、六カ国で運用されていたものを肥後一國に集中させる方針とした。しかし、公廨本稲を肥後に転送したため、民が困窮し、一國に集中させるのはよくないということで、承和元年（八三四）に再び六カ国による運用に戻された。しかし、今度は筑前・肥前から出挙が不調であることが報告されると、承和五年（八三八）太政官符で、府官公廨の利稲が定数に満たない場合は、その不足分を六カ国の正税で補って府官公廨の全給を確実にし、その代納分は国司から徴収するようにしたうえで、さらに正税が不足した場合は、大宰府管内で正税の融通を行って確保するようにした^{（一〇）}。ここまで大宰府が府官公廨の確保にこだわったのは、大宰府官人の給与の獲得による待遇改善と、大宰府による管内諸国の統制強化を狙ったものであるとされる（佐々木一九八四）（西別府一九九一）。

大宰府が府官公廨の確保を重視していたのは、西海道特有の国司勘会制度などの文書処理に多くの大宰府官人が必要であった、という実際上の問題も大きく関わっている。西海道諸国の場合、勘会は大宰府と主計寮・主税寮における二段階の勘会を受ける必要があり、大宰府での勘会が大きな比重を占めていた。その一方、後述するように公文勘会の場合大宰府管内の国司が直接上京して弁明することはできず、大宰府での勘会（事務処理）の円滑化が諸国の国司から求められていたのである（西別府一九九一）。

もちろん、大宰府も手をこまねいていたわけではない。九世紀に

入ると、本拠地を離れ長期間大宰府に勤務する使部と書生たちに正税稻の借貸を許可し^(二)、勘会の円滑化を図るため算師の増員を行っている^(三)。

【史料七】『類聚三代格』卷七 天長二年（八二五）八月十四日太政官符

太政官符

應^三直^レ府書生權任^二郡司^一事

右得^二大宰府解^一称、府所^二惣管^一九国二島、政迹之体内外相兼、雜務出納触^レ色紛繁。監典等早朝就^レ衙午後分行。多^レ事少^レ人僅檢^二大略^一。唯就^レ事書生得^レ弁^二細碎^一。依^レ茲承前選^二撰書生^一、每^レ所配充永置不^レ替。求^二得経按^一繫名郡司盡^二其勤卓^一。而依^二太政官去弘仁三年八月四日符^一、郡司之選一依^二国定^一。書生等競就^二本国^一、無^レ心留^レ府。雖^レ加^二捉搦^一、免而無^レ恥。弘仁七年以来雜公文至^レ今未^レ進職斯之由。望請、直^レ府書生随^二其才^一、權任^二主帳以上^一。惣数莫^レ過^二十人^一。名繫^二郡司^一身留^二府衙^一。以^二繼譜之慶^一肅^二奔躁之心^一者。右大臣宣、奉^レ勅、依^レ請。

天長二年八月十四日

しかし、弘仁三年（八一二）に大宰府の書生等を取り巻く環境が一変する。弘仁三年、郡司の任命について、それまでの国司が提出した候補者の中から一名を選んで任命する方式から、国司が推挙する一名を任命する方式に改めた^(三)。西海道の郡司選考は、それまで大宰府が握っていたことから、郡司を輩出するような地方有力者層は、書生などとして大宰府に出仕し、業績を積んで郡司に任命されることを期待していた。しかし、郡司の任命権が実質的に国司へと移ると、彼らが太宰府で勤務するメリットが失われ、【史料七】に

よると大宰府の書生の数が本国へ帰国することで減少し、公文の作成や処理が遅滞している状況が続くことになった。これは、大宰府における勘会業務の破綻を意味し、さらに国司交替にも多大な影響を及ぼすこととなった。

勘会が滞ると、国司交替にあたつて解由を獲得できない国司が増加することとなる。解由を獲得できない国司は任期が終わるとどうなったのであろうか。

【史料八】『類聚国史』卷八〇 延暦二十一年（八〇二）十一月庚申（七日）条

大宰府言、閔割之設、本絶^二奸偽^一、解由之事、爲^レ全^二官物^一。而或國司未^レ得^二解由^一、私竊逃歸。欠負未納、無^レ由^二勘當^一。若有^二此輩^一、到^レ京之日、殊置^二刑科^一者。許^レ之。

延暦二十一年に出された【史料八】は、大宰府管内の国司で解由を得ていない人が勝手に上京することを禁止している。つまり、解由を獲得できていない前任国司を管内にとどめることが基本であった。

【史料九】『類聚三代格』卷五 承和十五年（八四八）五月十四日太政官符

太政官符

應^レ停^下止未^レ得^二解由^一五位以上上^レ京事

右得^二勘解由使解^一称、被^二太政官去年十二月十三日符^一称、太政官承和九年八月十五日下午^二大宰府^一符称、大式從四位上藤原朝臣衛奏状称、交替務畢未^レ得^二解由^一之徒、寄^二事於符旨^一留^二住管内^一、常妨^二農商^一侵^二漁百姓^一。巧為^二奸利之謀^一未^レ覩^二填納之物^一。望請、交替畢吏早從^二入京^一者。右大臣宣、奉^レ勅、依^レ請。但勘^二

修不_レ与解由状_一之日、欠負官物灼然令_レ填。見_二賊在_一身奪令_二填償_一、其所_レ填之物具録言上者。今檢_二案内_一、太政官弘仁一三年八月二十五日符称、右大臣宣、奉_レ勅、諸国司等在_レ任之吏、只拘_二解由_一無_レ意徵_レ物。去_レ職之人自推_レ難_レ填不_レ愁_二拘留_一。官倉罄空職此之由。今須_下交替之日犯用欠負損失之物、隨即徵_レ物役_上身勿_中更延引_上。物填役畢仍聽_二放還_一者。然則欠負之輩未_レ得_二解由_一之間、不_レ可_二輒得_一入_レ京。若為処分。謹請_二官裁_一者。左大臣宣、奉_レ勅、宜_下停止後符_一、依_二前格_一行_上之。但情樂_二留住_一不_レ填_二欠負_一、所_レ行乖憲、為_レ物所_レ愁、具_レ状言上、隨即処分。

承和十五年五月十四日

解由を得ていない前任国司に対する処置は、【史料九】によれば、承和九年（八四二）の大宰大貳藤原朝臣衛の奏上により帰京命令が出されるも、承和十五年（八四六）の勘解由使の奏上で再び上京が禁止されることとなった。勘解由使の奏上は、欠負の補填を徹底した【史料九】に引用される弘仁十三年（八二二）格を遵守させることで、西海道諸国での欠負の補填を確実なものとするのが狙いであった。西海道諸国の国司の解由状、不_レ与解由状の発行には大宰府の押署が必要であったことから、大宰府も欠負補填への対処と府官公廨の確実な収納のため、管内の国司交替の監察を厳しくする必要があったと考えられる（西別府一九九一）。

西海道諸国に対する着実な欠負填納と府官公廨の確保を実現するために、大宰府が打ち出した対策として公営田制があげられる（四）（西別府一九九一）（吉岡二〇〇九）。公営田制は、口分田のうち水干不損の良田と乗田を割き取り、徭丁に耕作させる制度である。徭丁は大宰府管内諸国のすべての正丁を対象とされていた。徭丁の中の

「村里幹了者」を「正長」とし、その力量に応じて一町以上の田の耕作を委託し、「正長」は徭丁を使役して耕作を行った。徭丁には食料と公営田耕作のための営料と功が支給され、年間三十日の耕作が課された。食料は公営田の獲稲より支給され、耕作のための営料と功は、耕作以前に各国の正税より引き取られ、獲稲より正税に返納された。公営田の獲稲は、他に徭丁の調庸料、修理溝池官舎料を除いた分を正税として各国に収納された。

以上が公営田制の概要である。大宰府は公営田制を実施することで、管内諸国の国衙財政の安定を目指していた。管内各国の国衙財政を安定させることは、正税補填を十全なものとし、その結果、確実に府官公廨を確保することを意味していた。

【史料十】『日本紀略』弘仁六年（八一五）是年条

今年、免_二大宰府管内諸国三箇年田租_一。以_二頻年不_レ登_一。

公営田制の導入による諸国の国衙財政再建は、【史料十】や公営田実施を求めた小野峯守の上表にもあるように、弘仁年間に大宰府管内諸国を襲った飢饉からの復興という意図もあった。飢饉による連年の不作、課丁の減少が荒廢田の増加につながり、生産力が低下し、さらに調庸未納、田租や出拳稲の減収となり、諸国の国衙財政の正税減収へとつながり、前述したような府官公廨の確保が困難な状況が生じていたと考えられている。また、公営田の耕作を徭丁の中から選ばれた「正長」に委託する方式は、地域社会の富豪層による地子田経営手法の取り入れを意味し、いわば民間の富豪層が持つ財力を利用することで、富豪層への隷属化が進んでいた貧民層との階層差をある程度は認め、生産力を回復しようと試みたと評価できる。

大宰府が西海道諸国の財政再建に向けた方策として立案した公営

田制度であったが、その運営は国司に委任されており、取り組みにばらつきがあった。

【史料十一】『類聚三代格』卷十五 齊衡二年（八五五）十月二十五日太政官符

太政官符

應依例佃公営田事

右得大宰府去二月二十六日解称、肥後国解称、依府去嘉祥三年十月四日符、営田之期、去年限満、今年須停。而澆季之民窮弊殊甚。若無営田之利潤、必闕調庸之輸貢。望請、当年之間依旧令營者。府依解状且行且言者。今檢案内、太政官嘉祥三年八月二十六日下彼府符称、右大臣宣、奉勅、件田宜依大式從四位下清原真人長田申請令營者。宜始自來年、准弘仁十四年三月十一日符行之者。今准件符、只指田数及獲稻用途。非謂年限。亦限於四年。但有不堪営田国者、具狀申請。

齊衡二年十月二十五日

そうした中でも、鞠智城のある肥後国では、【史料十一】にあるように、九世紀半ばになっても公営田制を実施していた。【史料十二】では、実施の理由を民衆が窮乏し、公営田から得られる利潤がなければ調庸の貢納が欠けてしまうことが強調されている。

一方、【史料十一】によると、肥後国では五年前の嘉祥三年（八五〇）十月に大宰府から公営田耕作の許可を受けたうえで、翌年の仁寿元年（八五一）からの四年間限定で公営田を運用していることがわかる。嘉祥三年の大宰府からの許可申請を受けて、太政官は前述した公営田制を定めた弘仁十四年格に則り期間を四年と定めており、【史

料十一】でも肥後国は同様の許可を得たとみられる。また、【史料十一】は「貞觀臨時格」とあることから、公営田制は恒常的な制度とはならなかった可能性が考えられる。

肥後国における公営田制による国衙財政の建て直しや府官公廨の確保と鞠智城はどのような関係にあったのであろうか。ここで、鞠智城周辺の遺跡の調査結果をふまえて（能登原二〇一四）、Ⅳ期の鞠智城の性格を明らかにしていく（二五）。

鞠智城周辺の菊池川中流域では、七世紀後半から八世紀にかけて存続する集落がほとんど皆無である。しかし、八世紀後半になると、それまで集落が展開していなかった場所に新たな集落が展開し、建物数が急増する。そして、九世紀初頭に集落の規模はピークを迎えるが、ほとんどの集落が九世紀前半までの間に姿を消すのである。このような急激な集落の拡大と新たな展開は、肥後国全体で見られる事象である。この背景には、八世紀半ばに出された墾田永年私財法などの一連の土地政策や、条里制の施行などにより、地域の有力者層が積極的に新たな水田開発を推進した結果であるとされる（能登原二〇一四）。前述したように、肥後国は西海道諸国の中で最も多い三十五万束の府官公廨を設定され、同時期の出挙稲数もあわせて百二十三万束と、西海道では唯一の百万束を超える稲数が設定されていることから（板楠一九九八）、その生産力は大宰府、律令国家から重視されていたと考えられる。また、十世紀に入っても西海道諸国で最も広い水田面積を占めていたことから、生産力の基盤は維持されていたものと考えられる（板楠一九九八）。

すなわち、八世紀後半以降に飛躍した肥後国の生産力の高さに注目した大宰府が、府官公廨や正税などを他の西海道諸国より多く設

定したものと考えられる。そこで、八世紀後半に府官公廨などの正税を肥後国内で徴収する拠点として再び脚光を浴びたのが、Ⅳ期の鞠智城の倉庫群であったのではないだろうか。生産力の増加を見越した府官公廨などの正税の設定に対し、より大型の礎石建物へ建て替えを行うことで、正税の確保を図ったのが、Ⅲ期からⅣ期への変化の背景であった。

しかし、九世紀初頭にはこれらの集落が一斉に姿を消す。こうした集落消長は、肥後国だけでなく西海道全体にも同様の傾向が見られるようである（山村二〇〇二）。この背景には【史料十】でみたような、九世紀初頭の西海道諸国における飢饉の影響があげられる。そして、前述したように、この飢饉によって影響を受けた国衙財政再建のために、公営田制度が試験的に導入された。ここに、大宰府の府官公廨確保、肥後国の正税確保に向けた新たな政策が展開される。そして、鞠智城Ⅳ期の大型倉庫群は、肥後国の正税や公営田からの穫稲である米の収納に重要な役割を果たしたと考える。

大宰府と肥後国の八世紀後半から九世紀前半にかけての財政政策の変遷をふまえると、Ⅳ期の倉庫群に収納された米は、肥後国に割り当てられた府官公廨であったと考える。府官公廨は前述したとおり、制度が確立した当初から肥後国に最も多く設定され、その後【史料六】にあるように、一時期大宰府の府官公廨すべてが割り当てられていた。最終的には元通り各国に府官公廨は割り当てられたが、不足する場合は各国で融通するようになった。また、府官公廨も公営田制度も、実際の運用は国司に任されていた。一方、これらの政策を主導したのは、西海道諸国の統制を強めたい大宰府であった。欠負填納と公文勘会の徹底による国司交替監察の強化、府官公

廨の確保といった政策面での統制強化にあわせて、八世紀後半から九世紀初頭にかけて、西海道諸国の国府の建物の礎石化が進むなど整備が充実するが、このような現象も西海道諸国に対する大宰府管内の機能強化の現れであると考えられている（山村二〇〇二）（杉原二〇一二）。鞠智城ではすでにⅢ期で礎石建物化が進んでいたが、Ⅳ期になるとその規模が拡大する現象も、国府関連施設の機能強化の一環と考えることができるだろう。よって、鞠智城Ⅳ期の管理主体は、大宰府による勘会の強化と正税の確保を求められていた肥後国府であり、その役割は肥後国内の府官公廨の集約拠点であったと考える。Ⅳ期の土器が肥後産を主体とするようになるのも、肥後国が鞠智城の管理主体であったことと齟齬をきたさない。

以上、迂遠な検討を続けてきたが、本章のまとめは以下の通りである。鞠智城のⅢ期からⅣ期への転換において、礎石建物の大型化は、菊池川流域の生産力増大を背景にした、大宰府による府官公廨の確保の拠点構築を目的としたものであった。さらに大宰府は、九世紀に入ると弘仁の飢饉からの西海道諸国の財政再建を目指し、公営田制度を導入するが、実際の運用は府官公廨同様、各国に任されていた。つまり、府官公廨の収納拠点となっていた鞠智城の管理と運営は、肥後国に任されていたと考えられる。この時期における国府関連施設の機能強化は、西海道諸国に広く見られることから、Ⅳ期の規模の拡大が大宰府の影響を強く受けた肥後国府が主導したものであること示す。

三．地域社会からみた九世紀から十世紀の鞠智城

本章では、Ⅳ期に肥後国府によって機能強化を図った鞠智城が、

その後どのように利用されたのか、地域社会との関わりを中心に検討していきたい。

まず、前章で検討した大宰府による国司勘会の強化が西海道諸国の地域社会にどのような影響を与えたのかについて考えていく。西海道諸国の国司は、大宰府における国司勘会が停滞しても、他国のように上京して弁申を行うことはできなかった。西海道諸国の国司はこれに不満を募らせ、次のような申請を太政官に対して行った。

【史料十二】『類聚三代格』卷七 嘉祥二年（八四七）三月八日太政官符

太政官符

應_レ聽_二管内諸国次官已下主典已上官人入_レ京事

右得_二大宰府解_一称、豊前国解称、檢_下太政官天長五年四月八日下_二大宰府_一符_上称、得_二豊前守從五位下伴宿祢枝嗣解状_一称、檢_二太政官去大同元年六月一日符_一称、得_二山陽道觀察使正四位下藤原朝臣園人解_一称、西海道年中上_レ都雜使其数繁多。而此道疲弊殊_二於他堺_一。檢_二察其由_一、率_二縁_二迎送無_レ息不_レ得_レ顧_レ私。望_二請_一、西海道五位已上自_レ非_二秩滿解任_一者、不_レ聽_二輒入_レ京者。右大臣宣、奉_レ勅、依_レ請者。而太政官去天長元年八月二十日下_二七道諸国_一符称、檢_二參議左近衛中将從四位上兼行近江權守清原真人夏野奏状_一称、国中之政、朝集使可_レ申。而或附_二史生_一、至_二于問_レ政、譬如_レ面陳言_一。伏望、差_二官長_一副_二史生_一一人、其国滯政於_二玉階之前_一、令_二面陳言_一。然後罷却便留_二史生_一、令_レ成_二遺政_一者。依_レ奏。但有_レ可_レ奏_二於玉階前_一者、雖_レ非_二朝集使_一聽_レ入_レ京。無_二可_レ奏之事_一者、雖_二朝集使_一而不_レ聽者。爰六道諸国既依_二符旨_一、披_二陳經遠之図_一、省_二廢承前之煩_一。而西海道独守_二前格_一、

未_レ遵_二後符_一。四度之政轉_二大宰府_一、踰_レ年涉_レ月乃被_二裁下_一。以_二有限之秩_一待_二無期之報_一。諸務雜事積_レ年擁滯。由_レ斯前司空經_二年序_一、被_レ拘_二解由_一、後任偏為_二疑端_一、不_レ肯_二受領_一。望_二請_一、同准_二諸道_一、被_レ聽_レ入_レ京者。左近衛大將從三位兼守權大納言行民部卿清原真人夏野宣、奉_レ勅、依_レ請者。府宜_下承知先勘_二定可_レ申之事實_一、所_レ請有_レ理、任中一二度聽_レ入_レ京。依_レ此不_レ得_二輒用_二公乘_一。自余諸国宜_二亦准_レ此者。謹案_二件等符_一、大同之格能省_二路次之勞_一、天長之符還輟_二公乘之弊_一。而今国從_二大同四年_一以来迄_二承和十一年_一、勘_二出色目_一覃_二二百万束_一。誠雖_二前司之怠慢_一、抑非_二後任之煩_一乎。頃年依_レ符進_二国雜掌一人_一、未_二必其人_一。況懷土之民、有_レ心_二早歸_一無_レ勤_二覆申_一。多受_二勘出_一、不_レ得_二細弁_一。国宰覆申往還之程殆三千里、報下之間稍過_二任秩_一、遷代之人由_レ此多_レ愁、勘出之物以_レ之猥積。又諸道国吏、或使、或仮便申_二雜政_一、兼省_二国煩_一。而管内国吏不_レ得_レ上_レ都。凡未_レ得_二解由_一之輩、多積_二管内_一者、職此之由也。望_二請_一、長官若次官一人任中一二度取_二海路_一被_レ聽_レ入_レ京、并_二濟雜務_一者。府司覆審、所_レ陳有_レ理。謹請_二官裁_一者。右大臣宣、奉_レ勅、依_レ請。但任用之官、堪_二弁濟_一者入_レ京。自余諸国亦宜_レ准_レ此。

嘉祥二年三月八日

少し長い引用になってしまったが、【史料十二】の内容を確認していく。大同元年（八〇六）に山陽道觀察使から出された解により、西海道諸国の五位以上で任期が満了していない国司は、山陽道の人々が使者の迎接で疲弊することを防止するために、上京することが禁止されていた。しかし、天長元年（八二四）に諸国へ出された太政官符によると、諸国の政治について朝集使に問い合わせる

たが、史生の朝集使ではうまく問い合わせに答えられないことが多かったため、官長を上京させ問い合わせに答えさせるようにした。この方針を採用したところ、西海道以外の諸国は勘会に関する問い合わせに対し、適切な説明が可能となったが、西海道諸国は依然大同元年（八〇六）の太政官符が適用されていたため、天長元年（八二四）の太政官符の内容が適用されていなかった。天長五年（八二八）に豊前守の伴枝嗣は、西海道諸国は四度の公文を大宰府経由で提出しているため、中央政府に届いて裁下されるまでに長い年月を要し、その間に国司の任期が終わってしまい、諸務雑事が年々滞り、さらに、ようやく解由を得ても、後任の国司がその内容を怪しみ受領しないという事態も発生していたと説明した。そして、これらのことを解決するため、西海道諸国の国司も他の諸国と同じく申し開きのために入京を許してほしいと申請した。この申請は承認されたが、上京して上奏する内容については事前に大宰府の勘定を受ける必要があったため、実質的には大宰府の勘会を受けるのと同様であった。しかし、その後も勘出されたことに対して国雑掌が答えることができない状況が続く、大宰府管内に解由を得られない前任国司が多数留住する状態になっていたことが嘉祥二年の豊前国解で述べられている。結局太政官は、西海道諸国からの上奏内容を大宰府が確認するという手続きを維持したうえで、きちんと勘出内容に対して答えることができる次官以下主典以上の入京を、山陽道の負担を軽減するために海路で任期中に一度だけ認めたのである。

以上が【史料十二】の概要である。西海道諸国の国司は、任期中に勘会を経て解由を得られないと、事実上、未納分を填納するまで任国から上京することができなくなることは、【史料八】、【史料九】

で見たとおりである。その結果、【史料十二】でも言及のある西海道諸国内に留まる前任国司はどうなったのであろうか。

【史料十三】『類聚三代格』卷十二 齊衡二年（八五五）六月二十五日太政官符

太政官符

應_レ檢_二括浪人_一事

右太政官延暦十六年四月二十九日下_二大宰府_一符称、從二位行大納言神王宣、奉_レ勅、括_二責浮宕_一、先已下知。今聞、秩滿解任之人、王臣子孫之徒、結_レ党群居、同惡相濟、佞_二媚官人_一、威_二陵百姓_一、妨_レ農奪_レ業、為_レ蠹良深。宜_三嚴檢括、勤還_二本郷_一。情願_二留住_一、便即編附、去留之事夏月令_レ畢、附_二大帳使_一別_レ狀申上。若有_レ犯者、不_レ論_二蔭贖_一、科_二違勅罪_一、移_二配遠處_一。土人容而不_レ申、官司知而不_レ糺者、又与同罪者。右大臣宣、奉_レ勅、件格年紀已久、風威陵遲。府司忘却而不_レ為_レ情。土民許容而不_レ忍_レ申。宜_下重下_二知之_一嚴令_二檢括_一。

齊衡二年六月二十五日

任期が終わった官人や王臣の子孫が大宰府管内に留住して結託し、農民の生産を妨害しているため、【史料十三】では厳しい取り締まりと追放を命じている。彼らの妨害行為は、【史料九】でも言及されているが、九世紀の西海道諸国では広く見られた現象であったと考えられる。

【史料十四】『続日本後紀』承和九年（八四二）八月庚寅（二十九日）条

大宰府言、豐後国言、前介正六位上中井王私宅在_二日田郡_一、及私營田在_二諸郡_一。任_レ意打_二損郡司百姓_一、因_レ茲吏民騒動、未_レ

違^レ安^レ心。又本自浮^二宕筑後肥後等国^一、威^二陵百姓^一、妨^レ農奪^レ業、爲^レ蠹良深。中井尚欲^下入部徵^二旧年未進^一、兼徵^中私物^上。而調庸未進之代、便上^二私物^一、倍^二取其利^一。望請、准^二據延曆十六年四月廿九日格旨^一、令^レ還^二本土^一。太政官處分、罪會^二去七月十四日恩赦^一。宜身還^二本郷^一。

前豊後介であつた中井王は、任期終了後も国内に私宅を設け、おそらく任期中に集積した私営田の経営を行っていた。【史料十四】からは、豊後国内だけでなく、隣国の筑後や肥後にもその勢威を広げている様子が明らかである。中井王は「旧年未進」を徴収し、未進の調庸も代納していることから、解由状は与えられなかったものの、【史料九】の方針に沿って活動している、とみることもできる。一方、【史料十四】にもあるように、それはあくまで口実であり、実際は「徴私物」が主眼であつたことは明らかであろう。この中井王の場合、その活動が広域に及んで大宰府に睨まれたとみることができ。一方、規模の多寡はあれ中井王のような前司浪人が西海道諸国に留住していたことは、これまでの史料の検討から明らかである。大宰府としては、未納分を国衙に填納することは歓迎するが、国衙財政の圧迫につながるような地域社会への過度な収奪は望ましくなかった。そのため、大宰府は【史料九】、【史料十三】、【史料十四】のような厳しい取り締まりを行った。

九世紀の西海道諸国における前司浪人の増加と取り締まり、公営田制の導入による弘仁年間の飢饉からの国衙財政再建、府官公廨の確保、国司勘会の円滑化は根底ですべて連関していた。これらの政策の成功のためには、大宰府と西海道諸国の国司との連携が重要であるが、大宰府と国司の間の対立も同じころ深まっていた。

【史料十五】『類聚三代格』卷七 齊衡二年（八五五）二月十七日太政官符

太政官符

應^レ徵^二責管内国司不^レ隨^二府召^一事

右得^二大宰府解^一称、承前之例、諸国司等、能守^二管摂之理^一、深畏^二府司之威^一、就^レ事徵召應^レ響参赴。而頃年国宰踈慢殊甚、違^レ命者衆應^レ召者寡。或嬾^レ出^二国境^一、廻避不^レ来。或雖^レ到^二府頭^一、拒捍徒帰。彌有^二積習^一曾無^二唆悔^一。庶政稽擯莫^レ不^レ由^レ斯。非^レ設^二条例^一何以懲肅。望請、如^レ斯之輩、若遣^レ使檢察事迹分明者、五位已上奪^二其位祿^一、六位已下没^二其公廨三分之一^一。然則府司之威風更起、国吏之放浪自休。謹請^二处分^一者。右大臣宣、奉^レ勅、依^レ請。但奪^二人俸祿^一事何容易。宜^二勤実覆莫^レ致^二虚誣^一。

齊衡二年二月十七日

前司浪人への取り締まりを強化した【史料十三】が出された同じ年に、西海道諸国の国司が大宰府の招集命令を遵守しないので、正当な理由なく召に応じなかった場合の処分方法を【史料十五】の太政官符で決定している。【史料十五】では、大宰府の国司統制力が低下していることを大宰府自らが言及しており、九世紀の大宰府と西海道諸国の国司との関係がうまくいっていなかったことが明らかである。また、彼ら諸国の国司はその在任中から【史料十三】に見える前司国司や【史料十四】に見える中井王のような地域社会での有力富豪層へと転化する可能性を秘めた存在であつた。地域社会におけるこうした前司浪人や有力富豪層と国司、国司と大宰府の軋轢が九世紀の西海道諸国には重層的に存在していた。こうした対立が極限まで達すると、元慶七年（八八三）に筑後国で筑後掾藤原近成を

中心に少目や蔭子孫、無位、白丁まで広く参加して筑後守都御西を国司の館に襲撃した事件など^(二六)、武力行使に発展することもあった。

ここまで二章にわたって縷々述べてきたように、九世紀の西海道諸国は、不安定な状態にあった。そうした情勢の中で、文献史料に再び鞠智城が現れる。

【史料十六】『日本文徳天皇実録』天安二年（八五八）閏二月丙辰（二十四日）条・丁巳（二十五日）条
肥後国言、菊池城院兵庫鼓自鳴。

又鳴。

【史料十七】『日本文徳天皇実録』天安二年（八五八）六月己酉（二十日）条

大宰府言、去五月一日、大風暴雨。官舎悉破、青苗朽失。九国二島盡被^二損傷^一。又肥後国菊池城院兵庫鼓自鳴。同城不動倉十一宇火。

【史料十八】『日本三代実録』元慶三年（八七九）三月十六日条

（前略）又肥後国菊池郡城院兵庫戸自鳴。

鞠智城Ⅳ期の礎石建物の一部には火災痕跡があり、【史料十七】にみえる「不動倉十一宇」の火災と対応すると考えられている（熊本県教育委員会二〇一二）。この不動倉に収納されていたものについては、古代山城としての性格を維持していた大宰府の備蓄物（古内二〇一四）、群盗から守るために鞠智城に運び込んだ公営田からの収入（向井二〇一四）、災害や疫病などの非常事態に対する大宰府独自の財源（赤司二〇一四）、地域支配に必要な米穀の収納（五十嵐二〇一六）などの見解が呈されている。

また、【史料十六】から【史料十八】に見える鞠智城の「兵庫」の鳴動については、新羅海賊問題に関連付けた対外的危機による怪異であるとする評価が多い（野木二〇一七）。実際、この時期には有明海周辺地域で新羅と通謀した反乱が計画されたことが発覚し^(二七)、博多津に襲来した新羅海賊に物資を略奪されといった事件も発生している^(二八)。また、寛平五年（八九三）には肥後国飽田郡に新羅海賊が襲撃するという事件も発生していた^(二九)。

一方、鞠智城の兵庫を律令国家の支配の象徴であるとする見解が近年提示されている（林二〇一九）（土居二〇二〇）。このように考えると、鞠智城の兵庫鳴動も、对新羅関係だけにその原因を求めるのではなく、肥後国、あるいは西海道諸国の治安悪化も含めた表象とみることができないのではないだろうか。確かにこの時期には前述したように新羅海賊の活動が盛んになるが、【史料十六】から【史料十八】以外に、鞠智城を軍事的に強化した、といったような史料を見出すことはできない。また、城門や土塁が改造、強化された痕跡を、発掘調査の成果から導き出すこともできない^(三〇)。以上のことから、Ⅴ期になって再び鞠智城に軍事的な機能が強化されたとする見解は成り立たないと考えられる。

では、Ⅴ期の鞠智城の役割は何であったのだろうか。本章での考察のまとめに代えて、最後に論じたい。Ⅴ期は、Ⅳ期に比べると建物の数が減るものの、礎石建物が複数建て直される。また、九世紀第3四半期に土器の出土量が増加するのは、この再建のための労働力に伴うものと考ええる。これらと兵庫の鳴動とをあわせて考えると、鞠智城はⅤ期にあっても律令国家にとって支配の象徴として欠くことのできない存在であり、大宰府、肥後国にとっては引き続き府官

公廨などの国衙財源収納の重要な拠点であったと考えられる。貞観年間に、大宰少弐に任じられた人物が、後に肥後守に任官する事例が複数あり、(西別府一九九一)。肥後国が平安時代に入って大国となっていたことから(二二)、大宰府が肥後を重視し続けていたことがわかる。また、不動倉焼失の背景も、大宰府が肥後に送り込んだ国司と現地の任用国司との確執、あるいは国司と地域社会で広く活動する前司浪人や富豪層との徴税をめぐる対立に原因があったとみることができないだろうか。こうした地域社会での対立が兵庫の鳴動として表象したということも、大宰府、あるいは大宰府を介して西海道諸国を支配する中央政府にとって、肥後国鞠智城は重要な地方支配の拠点という認識であった証左ではないだろうか。【史料十一】でも見たように、この頃の肥後では公営田制が軌道に乗っており、ある程度弘仁年間の飢饉の危機的状况から生産力が回復していたと推測される。同時期の他の西海道諸国の詳細な地域社会の生産状況については明らかでないが、少なくとも大宰府は確実に正税を確保できる肥後に期待を持っており、肥後国が管理する鞠智城を拠点に、肥後国とともに確実な徴税を行うことを目指していたと考えられる。つまり、Ⅴ期の鞠智城存続も、大宰府の強い意向があり、管理も引き続き肥後国が行っていたと考える。

おわりに

以上、三章にわたって八世紀以降の鞠智城の役割を、大宰府の財政政策や地域社会の動向などを考慮しながら検討してきた。詳細は各章の末尾に検討結果をまとめたので繰り返さないが、Ⅲ期は菊池郡の正倉院、Ⅳ期とⅤ期は大宰府の政策方針の意向を強く受けた肥

後国の管理による府官公廨の確保を目的とした正倉院であったと考えた。すなわち、奈良・平安時代の鞠智城は、一貫して米の収納施設としての役割を持ち、地域支配と財政管理上の拠点であり、軍事的な役割や兵庫としての役割などは副次的なものであった。

では最後に、鞠智城の廃絶について少し触れておきたい。九世紀を通して大宰府は管内諸国に対する支配について模索を続けてきたが、国司と中央政府の板挟みになることが多かった。しかし、十世紀になると、大宰府が再三求めていた二寮勘会が廃止され、受領功過定には勘会の代わりに大宰府解が必要となった。また、解由状、不与解由状には府司が押署することになっていたが、国司が弁明のために上京する場合も府司の押署か府解が必要であった。このように、十世紀に入ると、大宰府が中央政府から管内諸国の支配を委任され、管内諸国に対する統制を強めることが可能になった(佐々木一九八四)(平野一九九一)。また、大宰府は徴税強化を図るため、受領によって編成された前司浪人や富豪層による軍事的な徴税手法の採用に対して、管内の治安悪化を理由に府検非違使を治安維持という名目で編成し、彼らを徴税強化に利用した(平野一九九一)。そして、十世紀に入ると大宰府が管内諸国を直接支配するようになり、大宰府自らが受領化していき、府領の形成が始まる(坂上二〇〇六)。このように、土地に対して大宰府や国衙が直接的な支配を強めると、言わば中継地のような存在であった鞠智城の倉庫群は不要になっていったと考えられる。十世紀以降の西海道諸国は、新たな徴税方法での支配が確立していった時期であり、鞠智城の大宰府支配における役割は終わったものと考えられる。十世紀は府官の武士化や府領の確立などの端緒となった時代であり、鞠智城廃絶

の背景を明らかにするためには、この支配体制の転換期に起こった事象について、受領制の展開との関係も含め、さらに詳細な検討を加える必要があるだろう。この点については今後の課題としたい。

また、今回は他の古代官衙で出土した付札木簡、荷札木簡との比較検討を行うことができなかった。官衙における木簡の使用と廃棄の状況を、鞠智城出土の木簡と比較することで、古代官衙における倉庫機能という面からより鞠智城の性格を明らかにすることができると考える。これも今後の検討課題とし、蕪雑な本稿を閉じる。

註

- (一) 『続日本紀』文武天皇二年（六九八）五月甲申（二五日）条
- (二) 『類聚三代格』卷十八 貞観十二年（八七〇）五月二日太政官符
- (三) 『類聚三代格』卷十八 貞観十八年（八七六）三月十三日太政官符
- (四) 『木簡研究』九一—一〇七。本稿で木簡を本文中に引用する場合の表記は、「」は異筆・追筆、へは割書、「」は下または上に一字以上文字があったと推定できる場合、・は木簡の中央が欠損してつながらない場合、／は改行、（ ）は本文として推測される文字、○は穿孔を表す。
- (五) 二〇二一年一月二二日に熊本県立装飾古墳館収蔵庫にて実見。
- (六) 二〇二一年一月二二日に熊本県立装飾古墳館分館 歴史公園鞠智城・温故創生館にて実見。なお、以下の木簡状木製品の番号は（熊本県教育委員会二〇一二）を参照。
- (七) 『弘仁主税式』出挙本稲条の筑前・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後を参照。
- (八) 『延暦交替式』延暦十六年（七九七）八月三日太政官符
- (九) 『類聚三代格』卷六 承和五年（八三八）六月二十一日太政官符
- (一〇) 前掲註（九）に同じ。

- (一一) 『類聚三代格』卷十四 大同二年（八〇七）正月十三日太政官符
- (一二) 『類聚三代格』卷十五 弘仁五年（八一四）正月十三日太政官符
- (一三) 『日本後紀』弘仁三年（八一二）六月壬子（二十六日）条。ただし、『類聚三代格』では弘仁三年（八一二）八月五日付の太政官符とあり、『史料七』では八月四日付となっている。
- (一四) 『類聚三代格』卷十五 弘仁十四年（八二三）二月二十一日太政官奏。なお、以下本文での公営田制についての記述は、（西別府一九九一）（吉岡二〇〇九）による。
- (一五) 以下、遺跡の評価に関する記述は、特に断らない限り（能登原二〇一四）を参照しながら、適宜当該遺跡の報告書により追記した。
- (一六) 『日本三代実録』元慶七年（八八三）七月癸未（十九日）条・元慶八年（八八四）六月己酉（二十日）条・仁和元年（八八五）十二月癸酉（二十三日）条
- (一七) 『日本三代実録』貞観八年（八六六）七月十五日条、同貞観十二年（八七〇）十一月十三日条など。
- (一八) 『日本三代実録』貞観十一年（八六九）六月十五日条
- (一九) 『日本紀略』寛平五年（八九三）閏五月三日条
- (二〇) （熊本県教育委員会二〇一二）によると、池ノ尾門跡石塁の崩壊の時期をⅣ期の終わりから十世紀以降とする以外、Ⅴ期の城門や土塁といった軍事施設に関する遺構の変遷は未詳とし、今後の課題であると

する。

- (二一) 『日本紀略』延暦十四年（七九五）九月乙卯（二十一日）条

参考文献

- 赤司善彦 二〇一四「古代山城の倉庫群の形成について―大野城を中心に―」高倉彰編『東アジア古文化論攷』二 中国書店
- 五十嵐基善 二〇一六「西海道における武器の生産・運用体制と鞠智城」『鞠智城と古代社会』四

板楠和子 一九九八「古代国家の形成」・「律令国家と肥後国」・「平安時代の肥後」『新熊本市史』通史編第一巻 熊本市

井上翔 二〇一六「鞠智城と東北の城柵官衙」『鞠智城と古代社会』四

小田富士雄 一九九三「熊本県・鞠智城跡をめぐる諸問題」潮見浩先生退官記念事業会編『考古論集―潮見浩先生退官記念論文集―』

柿沼亮介 二〇二二「古代国家による辺境支配と鞠智城の機能の変質の相関」『鞠智城と古代社会』九

亀田修一 二〇一八「繕治された大野城・基肆城・鞠智城とその他の古代山城」大宰府史跡発掘五〇周年記念論文集刊行会編『大宰府の研究』高志書院

木村龍生 二〇一四「鞠智城の役割に関する一考察―熊襲・隼人対策説への反論―」『鞠智城跡Ⅱ―論考編1―』

熊本県教育委員会 一九八三『上鶴頭遺跡』

熊本県教育委員会 二〇一二『鞠智城跡Ⅱ―鞠智城跡第8〜32次調査報告―』

熊本県教育委員会 二〇二〇『赤星石道遺跡・赤星灰塚遺跡』

坂上康俊 二〇〇六「平安時代の西海道」上原真人・白石太一郎・吉川真司・吉村武彦編『古代史の舞台』（列島の古代史 ひと・もの・こと1）岩波書店

佐々木恵介 一九八四「大宰府の管内支配変質に関する試論」『日本古代の官司と政務』吉川弘文館二〇一八所収

佐藤信 二〇一四「鞠智城の歴史的位置」『鞠智城跡Ⅱ―論考編1―』

里館翔大 二〇一九「平安時代の鞠智城周辺の国内情勢」『鞠智城と古代社会』七

杉原敏之 二〇一二「大宰府と西海道国府の成立」『古代文化』六三―四

鶴嶋俊彦 一九九七「肥後国北部の古代官道」『古代交通研究』七

鶴嶋俊彦 二〇一一「古代官道車路と鞠智城」鈴木靖民・荒井秀規編『古代東アジアの道路と交通』勉誠出版

土居嗣和 二〇二〇「律令国家と「鼓」―「鼓自鳴」記事との関わりから―」『鞠智城と古代社会』八

西別府元日 一九九一「九世紀の大宰府と国司」坪井清足・平野邦雄監修『新版古代の日本3 九州・沖縄』角川書店

野木雄大 二〇一七「十世紀における国家軍制と鞠智城」『鞠智城と古代社会』五

能登原孝道「菊池川中流域の古代集落と鞠智城」『鞠智城跡Ⅱ―論考編1―』

林奈緒子 二〇一九「日本古代の兵庫と鞠智城」『鞠智城と古代社会』七

平野博之 一九九一「在地勢力の胎動と大宰府支配の変容」坪井清足・平野邦雄監修『新版古代の日本3 九州・沖縄』角川書店

古内絵里子 二〇一四「日本における古代山城の変遷―とくに鞠智城を中心として―」『鞠智城と古代社会』二

古田一史 二〇二〇「律令国家の軍事行政における鞠智城」『鞠智城と古代社会』八

松川博一 二〇一二「大宰府軍制の特質と展開―大宰府常備軍を中心に―」『九州歴史資料館研究論集』三七

向井一雄 二〇一四「鞠智城の変遷」『鞠智城跡Ⅱ―論考編2―』熊本県教育委員会

矢野裕介 二〇一八「鞠智城の変遷に関する一考察」大宰府史跡発掘五〇周年記念論文集刊行会編『大宰府の研究』高志書院

矢野裕介 二〇一九「鞠智城研究の現在」『熊本史学』一〇〇

山中敏史 一九九四「古代地方官衙遺跡の研究」塙書房

山村信栄 二〇〇二「9世紀の大宰管内」『古代文化』五四―一一

吉岡直人 二〇〇九「大宰府西海道支配と公営田制」『続日本紀研究』三八〇